

## 上毛電鉄友の会 令和2年度通常総会

日時 令和元年 5 月 30 日（土）書面公表

### 議 事

- ・（議案 1）平成 3 1 年度（令和元年度）活動報告及び決算について
- ・（議案 2）令和 2 年度活動計画及び予算について
- ・（議案 3）役員（案）について

令和 2 年度通常総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止策の趣旨に基づき、書面公表により開催といたします。

当該資料については、5 月 2 9 日までに上毛電鉄友の会役員 2 0 名全員の承認を得ております。



(議案1)

1. 平成31年度(令和元年度)活動報告について

活動日(期間)	活動内容等
H31, 4, 20	けやきウォーク前橋サテライトスタジオ【鉄道トークショー】(出演)
H31, 4, 21	春イベント2019サポート 受付、新規会員対応、トークショー出演、その他イベント進行サポート、プラレール、ミニトレイン運行補助
H31, 4, 25	スタンプラリー景品発送準備
R1. 5. 11	主催企画ハイキング 20名参加 桐生・渡辺華山の足跡を辿る 友の会総会 ゆい 17:30
R1. 7. 21	上毛電鉄友の会企画「デハ101 貸切 ビール電車」 33名参加
R1. 8. 9	のりのり仕事フォーラム-交通のシゴトについてきいてみよう- (古民家 irori 場 12:00-15:10) のりのり学会共催 プレゼンター: 3名
R1. 9. 29-30	けやきウォーク駅弁大会 けやきウォーク 2F、けやきホール 群馬県立前橋高校鉄道研究会・前橋ジオラマ部・ジオラマ工房尾崎
R1. 10. 27	中小私鉄フェア 受付、新規会員対応、トークショー出演、スーパーベルズ出演サポート、その他イベント進行サポート、プラレール、ミニトレイン運行補助、前橋高校鉄道研究部連絡調整
R1. 11. 2	友の会企画ハイキング 10名参加 「足尾馬車鉄道と足尾銅山に関わる産業遺産を辿る」
R1. 12. 23	役員会 (18:30~、上毛電鉄本社会議室)
R1. 12. 21~R2. 3. 31	友の会スタンプラリー (上電、北陸鉄道、アルピコ交通と事前打ち合わせ)
R2. 1. 3	新春イベント2020サポート 受付、新規会員対応、トークショー出演、友の会活動報告、スーパーベルズ出演サポート、その他イベント進行サポート、プラレール、前橋高校鉄道研究部連絡調整
R2. 3. 18	第14号 上電友の会だより(空っ風通信) 発刊 友の会報、グッズ、継続のお願い発送準備作業

R2. 4. 22	NPO 法人 公共の交通ラクダ(RACDA) 「新型コロナ・ウィルスによる交通崩壊を防ぐための緊急アピール」の賛同団体に登録
R2. 4. 30	「新型コロナウイルスによる公共交通崩壊を防ぐための群馬緊急提言」をアピール 交通からまちづくりを考える会 前橋、のりのり学会、2015年から生活交通をつくる会、わたらせ溪谷鐵道 市民協議会 計5団体による共同
	○クリーンボランティアの実施はありませんでした。

※その他

前橋市市民活動支援センター利用登録団体番号 341

F B ページ

「上毛電鉄友の会」

平成31年度 上毛電鉄友の会 収支決算書

自 平成31年4月1日  
至 令和2年3月31日

1 収入

(単位:円)

項目	決算額	摘要
前年度繰越金	42,120	
会費収入	170,500	(31年度114人 170.5口) (30年度124人)(29年度123人)(28年度125名) (27年度128名)(26年度136名)(25年度156名) (24年度163人)(23年度161名)(22年度146名)
諸収入	124,700	(友の会サイクリング参加費)(ビール電車参加費)(秋のハイキング参加費)
雑収入		
合計	337,320	

2 支出

項目	決算額	摘要
会議費	2,040	総会飲物代
事業費	3,085	H30スタンプラリーチラシ、景品代
	17,600	H31スタンプラリーヘッドマーク
	30,000	大胡車庫イベント謝礼(秋・新春)
	5,500	うごくギャラリー友の会賞楯代
	50,000	規約第4条基金造成(H31決算5万)(H30決算5万)(H29決算5万)(H28決算5万)(H27決算5万)(H26決算5万)(H25決算5万)(H24決算5万)(H23決算5万)(H22決算5万)
	22,600	会員更新グッズ、上電グッズ(ボールペン)
	10,000	のりものしごとフォーラム共催金
	116,491	ビール電車貸切代他
	事務費	894
年間会費	2,000	桐生市民推進ネットワーク
通信運搬費	9,012	郵便局会費振込手数料
	11,658	会報、継続会員依頼書送付(定形外)
	5,370	H30スタンプラリー景品送付代
	12,092	H31スタンプラリースタンプ及び送料
	8,086	会員証送付代(切手代)
保険代	2,195	ハイキング保険代
積立	10,000	記念誌製本積立金(31年度決算1万)(30年決算2.5万)(29年決算2.5万)(28年決算5万)(27年決算5万)(26年決算10万)(25年決算10万)
予備費		
合計	318,623	

## 監査報告書

平成31年度事業ならびに収支決算書について、関係諸帳簿ならびに証拠書類を監査の結果、いずれも適正に処理されており、決算書のとおり相違ないことを認めます。

上毛電鉄友の会

代表 大 島 登志彦 様

令和元年 5月11日

監事



監事



(議案2)

## 令和2年度 活動計画について

	活動項目	活動内容
特別企画	上毛電鉄友の会 10周年記念企画 (2010.5.27 設立)	<ul style="list-style-type: none"><li>・友の会 10周年記念ヘッドマーク イベント時の留置車両に掲出</li><li>・新春イベント上電友の会トークショー 友の会 10周年を振り返る</li><li>・デハ 101 修繕等寄付金の贈呈</li><li>・「上電友の会 10年のあゆみ」発行 カラーPDFで作成。 内容：前半/活動報告 後半/100周年史作成基礎資料 1月のイベント時に部分公表</li><li>・更新グッズの送付(10周年記念ロゴ入り)</li></ul>
1	チラシ作成・配布	新型コロナウイルス感染症の拡大防止周知 5月(ステイホーム・ソーシャルディスタンス)
2	会員証発送作業及び打ち合わせ	5月13日 第1次発送
3	上電駅クリーンボランティア	令和2年6月予定 片貝駅自転車整理
4	風鈴電車飾り付けのサポート	令和2年7月下旬 場所：大胡電車庫電車内 内容：風鈴電車飾り付けのお手伝い
5	デハ101企画運行ビール電車	令和2年7月-8月 土 or 日曜
6	第15号 会誌発行	令和2年夏号発刊
7	第10回 友の会ハイキング	令和2年5月30日(土) → <u>9月26日(土)に延期して実施</u> 大室古墳群をめぐるサイクリング
8	上電駅クリーンボランティア	令和2年10月予定 片貝駅自転車撤去

	活 動 項 目	活 動 内 容
9	秋の感謝イベント	令和2年10月25日(日) 場所：大胡電車庫イベント会場にて 時間：9:30～15:00 内容：友の会トークショー、会員募集、前橋高校鉄道研究部、プラレール企画、その他イベント進行サポートほか <b>【10周年特別企画】</b> 友の会10周年ヘッドマークの作成・掲出
10	第37回上電動くギャラリー 友の会賞	審査、表彰式への参加 表彰式：令和元年11月
11	第9回 友の会秋のハイキング	令和2年11月28日(土) バスハイキング「草軽電鉄廃線跡と太子をめぐる」
12	クリスマストレイン飾り付けサポート	令和2年11月下旬
13	大胡駅イルミネーション設置	令和2年11月下旬
14	友の会スタンプラリー（見直し）	令和元年12月～令和2年3月
15	新春イベント 友の会新春トークショー	令和3年1月3日(日) 上毛電鉄「新春イベント」 場所：大胡電車庫イベント会場にて 時間：9:30～15:00 内容：スーパーベルズライブ、プラレール企画ほか <b>【10周年特別企画】</b> 上電友の会トークショー 友の会10周年を振り返る。 デハ101修繕等寄付金の贈呈
16	第16号会誌発行	令和2年3月 発刊目途 (送付は3月中旬)
17	上電友の会10年のあゆみ 発行	令和2年3月 公表目途 (送付は更新グッズに同じ)

	活 動 項 目	活 動 内 容
1 8	令和2年度会員向けグッズ等送付	会員更新のお知らせ・令和3年度分の納付書、会誌を同封 3月中旬 【10周年特別企画】 更新グッズの作成（10周年記念ロゴ入り）
随 時 活 動	会員募集	チラシを配布（随時）
	乗り方ガイド発行、配布活動（継続）	上電（ワンマン電車）乗り方のガイドを作成し、駅周辺でのポスティング
	クリーンボランティア活動	特定の駅での駅清掃活動（片貝駅ほか） 清掃活動等
	沿線歩け大会のサポート	毎月開催している上電沿線歩け大会のサポート（自主参加）
	北原ゆうき関連企画	
	活動情報の発信（機能分化）	フェイスブック・・・新着情報 ホームページ・・・活動アーカイブ
中 長 期 企 画	上毛電鉄100年史の資料収集及び編纂、発行	「上電友の会の10年のあゆみ」の後半部分中で、100周年史作成に向けた基礎資料（年表など90周年史の調査成果）を盛り込む。
年 次 事 業	総 会	毎年4月下旬～6月初旬



議案2

令和2年度 上毛電鉄友の会 収支予算書

自 令和 2年4月 1日  
至 令和 3年3月31日

1 収入 (単位:円)

項目	予算額	摘 要
会費収入	180,000	前年実績ベース
繰出金	680,000	規約第4条基金／記念紙製本積立
繰越金	18,697	前年から
合計	878,697	

2 支出

項目	予算額	摘 要
会議費	1,000	お茶代等
事業費	10,000	ハイキング (講師謝礼、参加費補填、保険)
	50,000	スタンプラリー等の企画実施、イベント出演謝礼、プラレール増備ほか
	750,000	10周年特別企画関係 記念ヘッドマーク及び更新グッズ作成7万円 記念誌作成18万円、基金贈呈50万円
年間会費	2,000	他団体負担金
繰入費	1,000	基金造成
事務費	45,000	通信運搬費 (振込手数料、友の会便り郵送等)
	12,000	消耗品費 (更紙、印刷代、楯代等)
予備費	9,697	
合計	878,697	

(議案 3)

役員案について

(役員)

第 7 条 会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1 名
- (2) 副代表 5 名以内
- (3) 運営委員 1 5 名以内
- (4) 監事 2 名

2 役員任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

1	代表		
1	副代表		
2	副代表		
3	副代表兼事務局長		
4	副代表		
1	運営委員 (企画担当)		
2	運営委員 (企画担当)		
3	運営委員 (企画担当)		
4	運営委員 (広報担当)		
5	運営委員 (広報担当)		
6	運営委員 (広報担当)		
7	運営委員 (広報担当)		
8	運営委員 (事務局次長)		
9	運営委員 (事務局次長)		
10	運営委員 (事務局次長)		
11	運営委員 (事務局次長・会計)		
12	運営委員 (参与)		
13	運営委員 (参与)		
1	監事		
2	監事		

## 上毛電鉄友の会規約

(目的)

第1条 この団体は、上毛電気鉄道(株)(以下「上電」という。)の運行継続に必要な諸事業に対し支援を行うことにより、上電の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この団体は、上毛電鉄友の会(以下「会」という。)と称する。また、通称名は上電友の会とする。英語標記をJODEN supporters clubとする。

(事務所)

第3条 会の事務所は、上毛電鉄本社内に置く。

(活動)

第4条 会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 上電の運行維持、活性化に必要と認める活動及び支援
- (2) 上電に対する各種ボランティアの募集及び支援
- (3) 上電が保有する車両の全般検査のための基金造成
- (4) その他運行継続、活性化に必要と認める活動及び支援

(会員)

第5条 会員となることができる者は、上電の安全な運行維持、活性化を支援することに賛同する者とする。

- ①個人会員
- ②法人格のない任意団体会員
- ③法人会員

(会費)

第6条 会員となる者は、代表に加入申込書を提出するとともに年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員1口1,000円とし、1口以上
- (2) 法人格のない任意団体会員1口1,000円とし、3口以上
- (3) 法人会員1口1,000円とし、5口以上

3 年会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

4 年会費を会の定める期間までに納入しない者は、会員の資格を喪失するものとする。ただし、再入会を妨げるものではない。

5 既納の会費は返却しない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 本人が死亡等したとき、または会員である法人が消滅したとき
- (3) 年会費を滞納したとき

(退会、除名)

第8条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会長は、会則に違反し、またはこの会の名誉を傷つける等、この会の目的にふさわしくない会員を除名することができる。

(役員)

第9条 会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
- (2) 副代表5名以内
- (3) 運営委員15名以内
- (4) 監事2名

2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

(役員職務)

第10条 代表は、会を総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、代表があらかじめ指定した副代表が会を総理する。
- 3 運営委員は、会の業務を執行する。
- 4 監事は、会の業務及び会計を監査する。

(顧問及び特別会員)

第11条 会に顧問及び特別会員をおくことができる。

2 顧問及び特別会員の選任は、役員会においてするものとする。

(会議)

第12条 会の適正な運営を図るため役員会を置く。

- 2 役員会は、代表、副代表及び運営委員をもって構成し、会の業務の執行に必要な事項を協議・決定する。
- 3 役員会は、代表が招集し会議の長となる。
- 4 役員会は、役員2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、委任状等による出席も可とする。

- 5 役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数の時は、代表の決定するところとする。
- 6 役員会は、必要に応じ役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。
- 7 総会は一年一回以上開催する。総会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数の時は、代表の決定するところとする。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 会の経費は、沿線市連絡協議会補助金、寄附金、預金利子及びその他収入をもって充てる。

(基金)

第15条 第1条の目的を達し、第4条の活動を遂行するため、会に上電運行継続活性化基金（以下「基金」という。）を造成することができる。

- 2 基金は、第6条の会費、預金利子及びその他の収入を積み立てることにより造成するものとする。
- 3 基金は、第1条及び第4条の事業に要する経費とする場合に限り処分することができる。ただし、役員会において特に必要と認めた時は、友の会の経費に充てることのできるものとする。

(監査)

第16条 監事は、毎会計年度終了後、期日を定めて監査を行わなければならない。

- 2 監事は、監査をした場合は、その結果を役員会に報告するとともに、会員に周知しなければならない。

(会員の個人情報の保護)

第17条 会の運営にあたり、特定の個人を識別できる情報すべてを個人情報と定義し、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護に関する関係法令等に基づき適正な管理を行うことに努めるものとする。

2 保有する会員の個人情報を以下の目的で利用し、この目的範囲以外での利用はしないこととする。

- (1) 会の事業目的を達成するための情報提供
- (2) 会の運営上必要な事務連絡
- (3) その他役員会で特に必要と認める事項

(委任)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この規約は平成22年5月27日から施行する。